

児童相談所の更なる体制強化について

全国的に児童相談所の虐待相談対応件数の増加が続き、事案の内容についても複雑・多様化しており、夜間休日の緊急保護や、障害を有する児童へのケアなど、緊急性や専門性が求められ、職員の負担が非常に大きくなっている。

このような中、本年6月に児童福祉法が改正され、一時保護開始時に裁判所による司法審査が原則必要となるほか、各都県市に、児童の意見聴取の仕組みや、一時保護施設の設備・運営基準に係る条例を整備することなどが新たに義務付けられた。

改正事項の多くが令和6年4月に施行されることとなっているが、改正法に沿って的確に対応し、支援を必要とする児童に対し、迅速かつ適切な措置を講じるためには、必要な基準や考え方、支援策が国から早急に示される必要がある。

とりわけ司法審査の導入については、事前又は保護開始から7日以内に一時保護状を請求しなければならないとされたものの、請求時に、虐待のおそれや一時保護の必要性をどのように証明するのかなど、実務的な運用が定められていない。加えて、複雑な案件については、弁護士等に助言を求める必要があり、更なる財政負担が生じることも懸念される。

さらに、児童の意見を聴取する支援員の要件や、内閣府令で定めるとされている一時保護施設の設備・運営基準についても、現段階で詳細が明らかになっていない。

については、今後、限られた時間の中で、国から示される内容に即して、条例の整備や、新たな施設の整備、職員の確保・育成などを速やかに行っていく必要があることから、以下の事項を要望する。

- 1 現場の意見や実情を踏まえ、実務上必要となる基準や考え方を速やかに示すこと。
- 2 一時保護開始時の司法審査の導入にあたっては、現場の実情を十分に考慮するとともに、児童相談所が適切に対応できるよう必要な人員の配置や財政負担について支援すること。
- 3 一時保護施設の職員育成のため、より専門性の高い研修カリキュラム等を国において提示するとともに、職員の育成・確保、施設の改修などの体制整備に係る費用について、財政支援をすること。

令和4年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎